

その他	知的障害児施設支援 知的障害児通園施設支援 盲ろうあ児施設支援 肢体不自由児施設支援	指定肢体不自由児施設、指定肢体不自由児通園施設又は指定医療機関において行う場合 指定肢体不自由児療護施設において行う場合	千分の千 千分の千六
-----	---	---	---------------

備考 この表の中欄に掲げる支援の種類は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七十七条第三項から第七項まで及び児童福祉法に基づく指定障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十八号）第一条第一号から第十三号までに定めるところによる。

一 前号の地域区分に属する地域は、次に掲げる地域区分に属し、それぞれ次に定めるところとする。  
イ 一級地 人事院規則九一四九（地域手当）附則別表第二（以下「一級地区分表」という。）の支給割合が百分の十三とされている地域

ロ 二級地 級地区分表の支給割合が百分の十一とされている地域  
ハ 三級地 級地区分表の支給割合が百分の十とされている地域並びに東京都のうち小金井市及び神奈川県のうち逗子市

ニ 四級地 大阪府のうち岸和田市及び忠通町  
ホ 五級地 級地区分表の支給割合が百分の七とされている地域  
ヘ 六級地 級地区分表の支給割合が百分の六とされている地域（二の地域を除く。）

ト 七級地 級地区分表の支給割合が百分の五とされている地域  
チ 八級地 級地区分表の支給割合が百分の四とされている地域並びに福岡県のうち北九州市、埼玉県のうち狭山市並びに千葉県のうち習志野市及び八千代市

リ 九級地 級地区分表の支給割合が百分の三とされている地域並びに埼玉県のうち蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市、大井町及び三芳町、東京都のうち東久留米市及び東大和市、神奈川県のうち座間市、綾瀬市及び寒川町、京都府のうち長岡京市、大阪府のうち松原市、大東市及び摂津市並びに広島県のうち府中町

ヌ 十級地 級地区分表の支給割合が百分の二とされている地域  
ル 十一級地 級地区分表の支給割合が百分の一とされている地域並びに北海道のうち小樽市、神奈川県のうち伊勢原市、静岡県のうち熱海市及び伊東市、兵庫県のうち川西市、山口県のうち下関市並びに福岡県のうち久留米市及び飯塚市

ヲ その他 イからルまでに掲げる地域以外の地域  
三 前号に掲げる地域は、平成十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

○厚生労働省告示第五百六十九号  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十三条の四第一項の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の四第一項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準（昭和六十三年厚生省告示第二百二十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日  
第一号中「第百二十三号」の下に「以下「法」という。」を加え、「同法」を「法」に改める。  
第四号の次に次の一号を加える。

五 法第三十三条の四第二項後段の規定による措置を採らうとする精神病院にあっては、次に掲げる要件を満たしていること。  
イ 当該措置について審議を行うため、事後審査委員会を設けていること。

ロ 当該精神病院に入院中の者に対する行動の制限がその症状に依りて最も制限の少ない方法により行われているかどうかを審議するため、行動制限最小化委員会を設けていること。

○厚生労働省告示第五百七十号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第三項第二号の規定に基づき、障害者自立支援法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百十六号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日  
「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。  
○厚生労働省告示第五百七十一号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第三項第三号の規定に基づき、障害者自立支援法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日  
○厚生労働省告示第五百七十二号  
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護付費等単位数表の第七の1の短期入所サービス費の注2の厚生労働大臣が定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、各区分に該当する障害児の障害の程度は、それぞれ当該各号に定める程度であると市町村が認める程度とする。

一 区分一 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度、著しい行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度  
二 区分二 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助若しくは一部介助を必要とする程度、行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度  
三 区分三 区分一及び区分二に該当しない程度であり、かつ、食事、排せつ、入浴及び移動のうち一以上の日常生活動作について全介助又は一部介助を必要とする程度

○厚生労働省告示第五百七十三号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日  
○厚生労働省告示第五百七十四号  
障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示  
第一 次に掲げる告示は廃止する。  
一 補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準（昭和四十八年厚生省告示第七十一号）  
二 補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準（昭和四十八年厚生省告示第八十七号）

○厚生労働省告示第五百七十五号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日  
○厚生労働省告示第五百七十六号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日  
○厚生労働省告示第五百七十七号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日  
○厚生労働省告示第五百七十八号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日  
○厚生労働省告示第五百七十九号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日  
○厚生労働省告示第五百八十号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日  
○厚生労働省告示第五百八十一号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日  
○厚生労働省告示第五百八十二号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日  
○厚生労働省告示第五百八十三号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日  
○厚生労働省告示第五百八十四号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日  
○厚生労働省告示第五百八十五号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日  
○厚生労働省告示第五百八十六号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日  
○厚生労働省告示第五百八十七号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

三 身体障害者福祉法第十八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成三年厚生省告示第八十二号）  
 四 知的障害者福祉法第十五条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成三年厚生省告示第八十三号）  
 五 児童福祉法第二十一条の二十五第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成三年厚生省告示第八十四号）  
 六 国立施設に入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準（平成十四年厚生労働省告示第二百五十八号）  
 七 身体障害程度区分に係る支援を行う必要性の認定の方法（平成十四年厚生労働省告示第三百四十六号）  
 八 知的障害程度区分に係る支援を行う必要性の認定の方法（平成十四年厚生労働省告示第三百四十七号）  
 九 身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第二十八号）  
 十 知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第三十号）  
 十一 厚生労働大臣が定める基準（平成十五年厚生労働省告示第三十九号）  
 十二 厚生労働大臣が定める者等（平成十五年厚生労働省告示第四十号）  
 十三 障害者デイサービスに係る厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第二百三十四号）  
 十四 身体障害者及び知的障害者に係る厚生労働大臣が定める区分（平成十八年厚生労働省告示第二百三十五号）  
 十五 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第二百四十一号）  
 十六 最低負担額として厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第二百四十二号）  
 十七 家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第二百四十三号）  
 十八 厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第二百四十四号）  
 十九 厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第二百四十五号）  
 二十 その他生活費の額として厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第二百四十六号）  
 二十一 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第二百四十七号）  
 二十二 食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年告示第二百八十一号）

第二 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号カの規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設（平成十年厚生省告示第十号）の一部を次のように改正する。

第五号中、「精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場及び精神障害者地域生活支援センター」を、「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この号において「旧法」という。）に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場及び精神障害者地域生活支援センター並びに障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（旧法に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場に限る。）に改め、同号の次に次の一号を加える。

六 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。）又は相談支援事業を行う施設、障害者支援施設及び地域活動支援センター（主として精神障害者（同法第四条第一項に規定する精神障害者をいう。）が利用するものに限る。）

第三 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

別表の第二章通則の9の注2中「薬毒等検査費（平成十七年法律第123号）に規定する薬毒等検査費及び検査料」を「薬毒等検査費及び検査料並びに同法第48条の2の規定によりなされた薬毒等の検査に要する費用」に改め、同注2の注1を「短期入所サービス費の注1」を「第7の1の注4」に改める。

第四 厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

本文中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第六十九号）」を「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第六十九号）」に、「短期入所サービス費の注1」を「第7の1の注4」に改める。

○ 厚生労働省告示第五百七十四号  
 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の施行に伴い、及び厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成十七年厚生労働省告示第四百四十号）及び厚生労働大臣の定める高度先進医療及び施設基準（平成十七年厚生労働省告示第三百八十四号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。ただし、同日以前において、廃止前の厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準に適合するものとしてなされた届出並びに廃止前の厚生労働大臣の定める高度先進医療及び施設基準に適合するものとしてなされた申請及び承認については、この告示に適合するものとしてなされた届出とみなす。

平成十八年九月二十九日  
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 総則及び施設基準の通則  
 イ 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号に規定する先進医療を実施するための要件は、次号に規定する施設基準の通則及び第二項各号に掲げる先進医療ごとに当該各号に規定する施設基準又は第二項の規定により別に厚生労働大臣が定める医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合することとする。

(1) 地方社会保険事務局長に対して当該届出を行う前六月間において、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十八条第一項及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十一条第一項の規定に基づき検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。  
 (2) 地方社会保険事務局長に対して当該届出を行う前六月間において、療育規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七十七号）第二に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。  
 (3) 地方社会保険事務局長に対して当該届出を行う前六月間において、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十八条第一項及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十一条第一項の規定に基づき検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。  
 (4) 地方社会保険事務局長に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百四号）に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師若しくは歯科医師の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。